

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月11日
【会社名】	アライドアーキテクト株式会社
【英訳名】	Allied Architects, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 壮秀
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
【電話番号】	03 - 6408 - 2791
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 長井 宏和
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
【電話番号】	03 - 6408 - 2791
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 長井 宏和
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 510,000,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 420,000,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 158,880,000円 （注） 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年10月23日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集400,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成25年11月8日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し361,800株（引受人の買取引受による売出し262,500株・オーバーアロットメントによる売出し99,300株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、及び「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、また、当第3四半期会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく四半期レビュー報告書を受領したため、これらに関する事項を訂正し、併せて、添付書類として提出した取締役会議事録の一部に誤りがありましたので、当該箇所並びに「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
募集又は売出しに関する特別記載事項
- 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について
- 3 ロックアップについて
- 4 親引け先への販売について

第二部 企業情報

第2 事業の状況

- 1 業績等の概要
- 2 生産、受注及び販売の状況
- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

- 1 設備投資等の概要

第5 経理の状況

- 1 財務諸表等
 - (1) 財務諸表
 - (3) その他

第四部 株式公開情報

第3 株主の状況

添付書類 取締役会議事録

5. 決議事項

- 第2号議案 引受人の買取引受による株式売出しの件
別紙2

[四半期レビュー報告書]

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

（ただし、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等」については_____ 罫を省略しております。）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	400,000(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

(注)1.平成25年10月23日開催の取締役会決議によっております。

2.発行数については、平成25年11月8日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3.当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、12,500株を上限として、福利厚生を目的に当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株式等の募集等の引受等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

4.当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5.上記とは別に、平成25年10月23日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式99,300株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	400,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

(注)1.平成25年10月23日開催の取締役会決議によっております。

2.当社は、野村證券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、12,500株を上限として、福利厚生を目的に当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。野村證券株式会社に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4.親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株式等の募集等の引受等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

3.当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4.上記とは別に、平成25年10月23日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式99,300株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注)2.の全文削除及び3.4.5.の番号変更

2【募集の方法】

（訂正前）

平成25年11月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成25年11月8日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	400,000	476,000,000	257,600,000
計（総発行株式）	400,000	476,000,000	257,600,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年10月23日開催の取締役会決議に基づき、平成25年11月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,400円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は560,000,000円となります。

6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

（訂正後）

平成25年11月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成25年11月8日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,275円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	400,000	510,000,000	294,400,000
計（総発行株式）	400,000	510,000,000	294,400,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年10月23日開催の取締役会決議に基づき、平成25年11月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5．仮条件（1,500円～1,700円）の平均価格（1,600円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は640,000,000円となります。

6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 平成25年11月21日(木) 至 平成25年11月26日(火)	未定 (注)4.	平成25年11月28日(木)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成25年11月8日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年11月19日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成25年11月8日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成25年11月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成25年10月23日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成25年11月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成25年11月29日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、平成25年11月12日から平成25年11月18日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	1,275	未定 (注) 3 .	100	自 平成25年11月21日(木) 至 平成25年11月26日(火)	未定 (注) 4 .	平成25年11月28日(木)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,500円以上1,700円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年11月19日に引受価額と同時に決定する予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

ビジネスのノウハウが蓄積されており、競合となる企業が少ないこと。

顧客基盤がしっかりしており、業績の進捗も堅調であること。

フェイスブックへの依存度が高く、参入障壁が高くないこと。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,500円から1,700円の範囲が妥当であると判断いたしました。

- 2 . 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,275円)及び平成25年11月19日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成25年10月23日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成25年11月19日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 . 株式受渡期日は、平成25年11月29日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 . 申込み在先立ち、平成25年11月12日から平成25年11月18日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 . 引受価額が会社法上の払込金額(1,275円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成25年11月28日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
S M B Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
計	-	400,000	-

- (注) 1. 平成25年11月8日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成25年11月19日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	301,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成25年11月28日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	19,800	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	19,800	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	19,800	
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	13,200	
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	6,600	
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号	6,600	
S M B Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	6,600	
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号	6,600	
計	-	400,000	-

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成25年11月19日)に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
515,200,000	6,000,000	509,200,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,400円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
588,800,000	6,000,000	582,800,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（1,500円～1,700円）の平均価格（1,600円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額509,200千円については、既存事業の拡大にかかる人材関連費、広告宣伝費等の運転資金に充当予定であります。

上記充当予定資金の内訳としましては、自社サービスの機能向上や開発等のための人員採用費、人件費及びシステム管理費用として375,000千円（平成25年12月期18,000千円、平成26年12月期239,000千円、平成27年12月期118,000千円）、自社サービスの更なる知名度向上による会員ユーザー及び顧客企業の獲得のための広告宣伝費として134,200千円（平成25年12月期6,000千円、平成26年12月期88,000千円、平成27年12月期40,200千円）を充当する予定であります。

なお具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限127,898千円については、人員採用費、人件費及びシステム管理費用として平成27年12月期に95,398千円、広告宣伝費として平成27年12月期に32,500千円充当する予定であります。

(訂正後)

上記の手取概算額582,800千円については、既存事業の拡大にかかる人材関連費、広告宣伝費等の運転資金に充当予定であります。

上記充当予定資金の内訳としましては、自社サービスの機能向上や開発等のための人員採用費、人件費及びシステム管理費用として429,900千円（平成25年12月期18,000千円、平成26年12月期239,000千円、平成27年12月期172,900千円）、自社サービスの更なる知名度向上による会員ユーザー及び顧客企業の獲得のための広告宣伝費として152,900千円（平成25年12月期6,000千円、平成26年12月期88,000千円、平成27年12月期58,900千円）を充当する予定であります。

なお具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限146,169千円については、人員採用費、人件費及びシステム管理費用として平成27年12月期に109,028千円、広告宣伝費として平成27年12月期に37,141千円充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

(訂正前)

平成25年11月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	262,500	367,500,000	東京都目黒区 中村 壮秀 100,000株 神奈川県横浜市緑区 松尾 幸一郎 80,000株 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号 株式会社ドリームインキュベータ 32,300株 東京都世田谷区 西田 貴一 20,000株 東京都中央区晴海一丁目8番11号 住友商事株式会社 17,000株 東京都港区 長井 宏和 10,000株 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 ジャフコV2共有投資事業有限責任組合 2,300株 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 ジャフコ・グレートエンジェルファンド1 号投資事業有限責任組合 600株 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 ジャフコV2-W投資事業有限責任組合 200株 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 ジャフコV2-R投資事業有限責任組合 100株
計(総売出株式)	-	262,500	367,500,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,400円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成25年11月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	262,500	420,000,000	東京都目黒区 中村 壮秀 100,000株 神奈川県横浜市緑区 松尾 幸一郎 80,000株 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号 株式会社ドリームインキュベータ 32,300株 東京都世田谷区 西田 貴一 20,000株 東京都中央区晴海一丁目8番11号 住友商事株式会社 17,000株 東京都港区 長井 宏和 10,000株 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 ジャフコV2共有投資事業有限責任組合 2,300株 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 ジャフコ・グレートエンジェルファンド1号投資事業有限責任組合 600株 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 ジャフコV2-W投資事業有限責任組合 200株 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 ジャフコV2-R投資事業有限責任組合 100株
計(総売出株式)	-	262,500	420,000,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、仮条件(1,500円~1,700円)の平均価格(1,600円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	99,300	139,020,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 99,300株
計(総売出株式)	-	99,300	139,020,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成25年10月23日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式99,300株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,400円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	99,300	<u>158,880,000</u>	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 99,300株
計(総売出株式)	-	99,300	<u>158,880,000</u>	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成25年10月23日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式99,300株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(1,500円～1,700円)の平均価格(1,600円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である中村壮秀（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成25年10月23日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式99,300株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 99,300株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2.
(4)	払込期日	平成25年12月27日（金）

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成25年11月8日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成25年11月19日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である中村壮秀（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成25年10月23日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式99,300株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 99,300株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,275円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	平成25年12月27日（金）

(注) 割当価格は、平成25年11月19日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

(以下省略)

3. ロックアップについて

（訂正前）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であり貸株人である中村壮秀、売出人である松尾幸一郎、株式会社ドリームインキュベータ、西田貴一、住友商事株式会社、長井宏和、ジャフコV2 共有投資事業有限責任組合、ジャフコ・グレートエンジェルファンド1号投資事業有限責任組合、ジャフコV2 - W投資事業有限責任組合、ジャフコV2 - R投資事業有限責任組合並びに当社新株予約権者である津下本耕太郎は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成26年2月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成26年5月27日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年10月23日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

（訂正後）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人であり貸株人である中村壮秀、売出人である松尾幸一郎、株式会社ドリームインキュベータ、西田貴一、住友商事株式会社、長井宏和、ジャフコV2 共有投資事業有限責任組合、ジャフコ・グレートエンジェルファンド1号投資事業有限責任組合、ジャフコV2 - W投資事業有限責任組合、ジャフコV2 - R投資事業有限責任組合並びに当社新株予約権者である津下本耕太郎は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成26年2月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成26年5月27日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年10月23日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成26年5月27日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

(訂正前)
記載なし

(訂正後)

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	アライドアーキテクト従業員持株会（理事長 澤田 翼） 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	社員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、12,500株を上限として、平成25年11月19日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の社員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日（平成25年11月19日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)	本募集及び引 受人の買取引 受による売出 し後の所有株 式数(株)	本募集及び引受 人の買取引受に よる売出し後の 株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
中村 壮秀	東京都目黒区	1,817,000	43.87	1,717,000	37.81
株式会社ドリームイン キューベータ	東京都千代田区霞が関三 丁目2番6号	646,000	15.60	613,700	13.51
松尾 幸一郎	神奈川県横浜市緑区	410,000 (10,000)	9.90 (0.24)	330,000 (10,000)	7.27 (0.22)
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目 8番11号	340,000	8.21	323,000	7.11
株式会社アイスタイル	東京都港区赤坂一丁目12 番32号	183,100	4.42	183,100	4.03
西田 貴一	東京都世田谷区	170,000 (40,000)	4.10 (0.97)	150,000 (40,000)	3.30 (0.88)
長井 宏和	東京都港区	150,000 (100,000)	3.62 (2.41)	140,000 (100,000)	3.08 (2.20)
津下本 耕太郎	東京都杉並区	60,000 (60,000)	1.45 (1.45)	60,000 (60,000)	1.32 (1.32)
ジャフコV2共有投資事 業有限責任組合	東京都千代田区大手町一 丁目5番1号	45,300	1.09	43,000	0.95
菊池 慎一郎	東京都港区	35,000 (15,000)	0.85 (0.36)	35,000 (15,000)	0.77 (0.33)
石井 泰輔	群馬県高崎市	35,000 (15,000)	0.85 (0.36)	35,000 (15,000)	0.77 (0.33)
岩本 太陽	東京都東村山市	35,000 (15,000)	0.85 (0.36)	35,000 (15,000)	0.77 (0.33)
計	二	3,926,400 (255,000)	94.80 (6.16)	3,664,800 (255,000)	80.69 (5.61)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年10月23日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成25年10月23日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(12,500株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

(訂正前)

(省略)

第9期第2四半期累計期間（自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国の経済は、昨年末の政権交代後の経済政策により、円安基調への転換や株価回復の動きが見られるなど、景気回復への期待感が高まりました。

そのような状況下、日常生活の中でスマートフォンや多機能端末等の普及の本格化によりインターネットの影響力が強まっており、また各種ソーシャルメディアの利用者の増加及び普及が進んでおります。このようなソーシャルメディアの普及とともに企業のソーシャルメディアを活用したマーケティングや販売促進活動も一層本格化してきました。

このような環境のもと、当第2四半期累計期間においては、ソーシャルメディアマーケティング支援事業の「モニブラFacebookサービス等」の拡販を行うとともに、020（ ）支援サービスである「モニブラFIND」のAndroid対応や「モニブラ for Twitter」の「動画視聴キャンペーン」機能の提供開始など、新たな機能の追加を行うことにより、顧客企業数、会員ユーザー数の獲得に努めてまいりました。また、当社の運営メディアである「ソーシャルメディアマーケティングラボ」執筆のFacebookマーケティングに関する書籍の発売やスポーツチームとのソーシャルメディアマーケティングパートナー提携の開始など、ブランディング活動も積極的に行ってまいりました。一方「モニブラ ファンブログサービス」及び「ウェブソリューションサービス」については安定運営に努めてまいりました。

以上の結果、当第2四半期累計期間において、売上高は764,273千円、営業利益は127,047千円、経常利益は127,198千円となり、四半期純利益は76,736千円となりました。

020・・・オンライン（インターネット）の情報がオフライン（実世界）の購買活動に影響を与えたり、オンラインからオフラインへと生活者の行動を促す施策を指します。

(訂正後)

(省略)

第9期第3四半期累計期間（自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日）

当第3四半期累計期間におけるわが国の経済は、昨年末の政権交代後の経済政策により、円安基調への転換や株価回復の動きが見られるなど、景気回復への期待感が高まりました。

そのような状況下、日常生活の中でスマートフォンや多機能端末等の普及の本格化によりインターネットの影響力が強まっており、また各種ソーシャルメディアの利用者の増加及び普及が進んでおります。このようなソーシャルメディアの普及とともに企業のソーシャルメディアを活用したマーケティングや販売促進活動も一層本格化してきました。

このような環境のもと、当第3四半期累計期間においては、ソーシャルメディアマーケティング支援事業の「モニブラFacebookサービス等」の改良及び拡販を行うとともに、020（ ）支援サービスである「モニブラFIND！」のAndroid対応や「モニブラ for Twitter」の「動画視聴キャンペーン」機能の提供開始、ソーシャルギフト型のFacebookキャンペーン構築支援サービス「モニブラ ソーシャルギフト」提供開始など、新たな機能の追加を行うことにより、顧客企業数、会員ユーザー数の獲得に努めてまいりました。また、当社の運営メディアである「ソーシャルメディアマーケティングラボ」執筆のFacebookマーケティングに関する書籍の発売やスポーツチームとのソーシャルメディアマーケティングパートナー提携の開始など、ブランディング活動も積極的に行ってまいりました。一方「モニブラ ファンブログサービス」及び「ウェブソリューションサービス」については安定運営に努めてまいりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間において、売上高は1,233,805千円、営業利益は226,449千円、経常利益は226,619千円となり、四半期純利益は137,869千円となりました。

020・・・オンライン（インターネット）の情報がオフライン（実世界）の購買活動に影響を与えたり、オンラインからオフラインへと生活者の行動を促す施策を指します。

(2) キャッシュ・フローの状況

(訂正前)

(省略)

第9期第2四半期累計期間（自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日）

当第2四半期会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ55,622千円増加し、378,451千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において、営業活動の結果得られた資金は58,324千円となりました。これは主に、売上債権の増加による資金の減少39,554千円及び法人税等の支払による資金の減少42,432千円がある一方、税引前四半期純利益127,198千円により資金が増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において、投資活動の結果使用した資金は2,702千円となりました。これは主に、差入保証金の解約による収入8,469千円の資金の増加がある一方、貸付けによる支出10,000千円により資金が減少したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において財務活動の結果使用した資金はありません。

(訂正後)

(省略)

2【生産、受注及び販売の状況】

(2) 受注状況

(訂正前)

(省略)

第9期第2四半期累計期間の受注状況は、次のとおりであります。

サービス	受注高(千円)	受注残高(千円)
モニブラ ファンブログサービス	223,142	190,205
モニブラFacebookサービス等	570,849	297,575
ウェブソリューションサービス	100,369	49,844
合計	894,361	537,625

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

(省略)

第9期第3四半期累計期間の受注状況は、次のとおりであります。

サービス	受注高(千円)	受注残高(千円)
モニブラ ファンブログサービス	<u>335,525</u>	<u>179,690</u>
モニブラFacebookサービス等	<u>872,143</u>	<u>294,932</u>
ウェブソリューションサービス	<u>132,557</u>	<u>39,334</u>
合計	<u>1,340,226</u>	<u>513,957</u>

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

(訂正前)

第8期事業年度及び第9期第2四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。

サービス	第8期事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		第9期第2四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
モニプラ ファンブログサービス	518,147	147.0	264,185
モニプラFacebookサービス等	392,673	1,003.8	401,412
ウェブソリューションサービス	164,050	99.5	98,675
合計	1,074,871	189.0	764,273

(注) 上記の金額には、消費税等が含まれておりません。

(訂正後)

第8期事業年度及び第9期第3四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。

サービス	第8期事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		第9期第3四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
モニプラ ファンブログサービス	518,147	147.0	387,083
モニプラFacebookサービス等	392,673	1,003.8	705,349
ウェブソリューションサービス	164,050	99.5	141,372
合計	1,074,871	189.0	1,233,805

(注) 上記の金額には、消費税等が含まれておりません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(2) 財政状態の分析

(訂正前)

(省略)

第9期第2四半期累計期間（自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日）

(資産)

当第2四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べて103,644千円増加し、697,292千円となりました。これは主に、売上の増加に伴う、受取手形及び売掛金の増加35,292千円、現金及び預金の増加55,622千円によるものであります。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べて26,908千円増加し、249,528千円となりました。これは主に、未払法人税等が16,122千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて76,736千円増加し、447,763千円となりました。これは四半期純利益の計上に伴い利益剰余金の額が76,736千円増加したことによるものであります。

(訂正後)

(省略)

第9期第3四半期累計期間（自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日）

(資産)

当第3四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べて214,503千円増加し、808,151千円となりました。これは主に、売上の増加に伴う、受取手形及び売掛金の増加68,870千円、現金及び預金の増加129,047千円によるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べて52,251千円増加し、274,872千円となりました。これは主に、未払法人税等が42,884千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて162,251千円増加し、533,278千円となりました。これは四半期純利益の計上に伴い利益剰余金の額が137,869千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

(訂正前)

(省略)

第9期第2四半期累計期間（自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日）

当第2四半期累計期間の業績は、売上高は764,273千円、営業利益は127,047千円、経常利益は127,198千円となり、四半期純利益は76,736千円となりました。その主要な原因は、下記のとおりであります。

(売上高)

当第2四半期累計期間においては、ソーシャルメディアマーケティング支援事業の「モニブラFacebookサービス等」の拡販を行うとともに、O2O支援サービスである「モニブラFIND」のAndroid対応や「モニブラ for Twitter」の「動画視聴キャンペーン」機能の提供開始など、新たな機能の追加を行うことにより、顧客企業数、会員ユーザー数の獲得に努めてまいりました。一方「モニブラ ファンブログサービス」及び「ウェブソリューションサービス」については安定運営に努めてまいりました。

この結果、当第2四半期累計期間の売上高は764,273千円となりました。

(売上原価)

売上原価は162,942千円となり、主たる内容は、原価に関連するスタッフ人件費等であります。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、474,283千円となりました。主たる内容は、販売及び管理に関連するスタッフ人件費、広告宣伝費、採用教育費等であります。

(営業外損益)

営業外収益は163千円となり、主たる内容は、受取利息であります。

営業外費用は13千円となり、内容は支払利息であります。

(特別損益)

当第2四半期累計期間において、発生しておりません。

(法人税等)

法人税等合計は50,461千円となり、内容は法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額であります。

（訂正後）

（省略）

第9期第3四半期累計期間（自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日）

当第3四半期累計期間の業績は、売上高は1,233,805千円、営業利益は226,449千円、経常利益は226,619千円となり、四半期純利益は137,869千円となりました。その主要な原因は、下記のとおりであります。

（売上高）

当第3四半期累計期間においては、ソーシャルメディアマーケティング支援事業の「モニブラFacebookサービス等」の改良及び拡販を行うとともに、O2O支援サービスである「モニブラFIND!」のAndroid対応や「モニブラfor Twitter」の「動画視聴キャンペーン」機能の提供開始、ソーシャルギフト型のFacebookキャンペーン構築支援サービス「モニブラ ソーシャルギフト」提供開始など、新たな機能の追加を行うことにより、顧客企業数、会員ユーザ数の獲得に努めてまいりました。また、当社の運営メディアである「ソーシャルメディアマーケティングラボ」執筆のFacebookマーケティングに関する書籍の発売やスポーツチームとのソーシャルメディアマーケティングパートナー提携の開始など、ブランディング活動も積極的に行ってまいりました。一方「モニブラ ファンブログサービス」及び「ウェブソリューションサービス」については安定運営に努めてまいりました。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は1,233,805千円となりました。

（売上原価）

売上原価は259,265千円となり、主たる内容は、原価に関連するスタッフ人件費等であります。

（販売費及び一般管理費）

販売費及び一般管理費は、748,089千円となりました。主たる内容は、販売及び管理に関連するスタッフ人件費、広告宣伝費、採用教育費等であります。

（営業外損益）

営業外収益は277千円となり、主たる内容は、受取利息であります。

営業外費用は108千円となり、主たる内容は、新株予約権行使に伴う株式交付費であります。

（特別損益）

当第3四半期累計期間において、発生しておりません。

（法人税等）

法人税等合計は106,710千円となり、内容は法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額であります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

(訂正前)

(省略)

第9期第2四半期累計期間（自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日）

当第2四半期会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ55,622千円増加し、378,451千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において、営業活動の結果得られた資金は58,324千円となりました。これは主に、売上債権の増加による資金の減少39,554千円及び法人税等の支払による資金の減少42,432千円がある一方、税引前四半期純利益127,198千円により資金が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において、投資活動の結果使用した資金は2,702千円となりました。これは主に、差入保証金の解約による収入8,469千円の資金の増加がある一方、貸付けによる支出10,000千円により資金が減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において財務活動の結果使用した資金はありません。

(訂正後)

(省略)

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

（訂正前）

（省略）

第9期第2四半期累計期間（自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日）

当第2四半期累計期間において実施しました設備投資等の総額は1,715千円であり、その主なものは社内システムの増強のためのサーバー増設であります。

なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

（訂正後）

（省略）

第9期第3四半期累計期間（自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日）

当第3四半期累計期間において実施しました設備投資等の総額は2,569千円であり、その主なものは社内システムの増強のためのサーバー増設であります。

なお、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

第5【経理の状況】

2. 監査証明について

（訂正前）

（省略）

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

（訂正後）

（省略）

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び当第3四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(訂正前)

(省略)

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	378,451
受取手形及び売掛金	193,061
仕掛品	4,717
その他	33,939
貸倒引当金	15,092
流動資産合計	595,078
固定資産	
有形固定資産	28,393
無形固定資産	2,352
投資その他の資産	
その他	87,513
貸倒引当金	16,045
投資その他の資産合計	71,468
固定資産合計	102,214
資産合計	697,292
負債の部	
流動負債	
買掛金	5,165
未払法人税等	60,921
その他	183,442
流動負債合計	249,528
負債合計	249,528
純資産の部	
株主資本	
資本金	189,229
資本剰余金	161,229
利益剰余金	97,305
株主資本合計	447,763
純資産合計	447,763
負債純資産合計	697,292

(訂正後)

(省略)

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成25年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	451,877
受取手形及び売掛金	226,639
仕掛品	2,786
その他	38,595
貸倒引当金	16,031
流動資産合計	703,866
固定資産	
有形固定資産	26,549
無形固定資産	2,176
投資その他の資産	
その他	91,728
貸倒引当金	16,168
投資その他の資産合計	75,559
固定資産合計	104,284
資産合計	808,151
負債の部	
流動負債	
買掛金	5,879
未払法人税等	87,682
その他	181,309
流動負債合計	274,872
負債合計	274,872
純資産の部	
株主資本	
資本金	201,420
資本剰余金	173,420
利益剰余金	158,438
株主資本合計	533,278
純資産合計	533,278
負債純資産合計	808,151

【損益計算書】

(訂正前)

(省略)

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
売上高	764,273
売上原価	162,942
売上総利益	601,330
販売費及び一般管理費	474,283
営業利益	127,047
営業外収益	
受取利息	153
その他	10
営業外収益合計	163
営業外費用	
支払利息	13
営業外費用合計	13
経常利益	127,198
税引前四半期純利益	127,198
法人税、住民税及び事業税	58,651
法人税等調整額	8,190
法人税等合計	50,461
四半期純利益	76,736

(訂正後)

(省略)

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
売上高	1,233,805
売上原価	259,265
売上総利益	974,539
販売費及び一般管理費	748,089
営業利益	226,449
営業外収益	
受取利息	260
その他	17
営業外収益合計	277
営業外費用	
支払利息	22
株式交付費	85
営業外費用合計	108
経常利益	226,619
税引前四半期純利益	226,619
法人税、住民税及び事業税	106,710
法人税等調整額	17,960
法人税等合計	88,749
四半期純利益	137,869

【キャッシュ・フロー計算書】

(訂正前)

(省略)

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
 (自平成25年1月1日
 至平成25年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前四半期純利益	127,198
減価償却費	6,096
貸倒引当金の増減額(は減少)	4,212
受取利息及び受取配当金	153
支払利息	13
売上債権の増減額(は増加)	39,554
たな卸資産の増減額(は増加)	1,131
前払費用の増減額(は増加)	6,599
仕入債務の増減額(は減少)	1,393
未払金の増減額(は減少)	12,009
未払費用の増減額(は減少)	15,765
未払消費税等の増減額(は減少)	2,565
前受金の増減額(は減少)	3,699
その他	4,264
小計	100,628
利息及び配当金の受取額	128
法人税等の支払額	42,432
営業活動によるキャッシュ・フロー	58,324

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	1,171
差入保証金の解約による収入	8,469
貸付けによる支出	10,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,702

現金及び現金同等物の増減額(は減少)

55,622

現金及び現金同等物の期首残高

322,829

現金及び現金同等物の四半期末残高

378,451

(訂正後)

(省略)

(訂正前)

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
広告宣伝費	108,946千円
給料手当	168,054 "
減価償却費	4,063 "
貸倒引当金繰入額	6,548 "

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
現金及び預金	378,451千円
現金及び現金同等物	378,451 "

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)

当社は、ソーシャルメディアマーケティング支援を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	20.96円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	76,736
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	76,736
普通株式の期中平均株式数(株)	3,661,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成25年7月12日開催の取締役会決議により、平成25年8月14日付で1株を100株とする株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

当第2四半期会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

（株式分割）

当社は、株式上場に向けての資本政策の一環で株式の流動性の向上を図ることを目的として、平成25年7月12日開催の取締役会において、平成25年8月13日を基準日として1株につき100株の割合をもって株式分割を行う旨の決議を、また平成25年8月14日開催の臨時株主総会において単元株制度の導入を行う旨の決議をしております。

当該株式分割及び単元株制度の内容は、下記のとおりであります。

（1）株式分割の概要

分割の方法

平成25年8月13日を基準日として、同日の最終の株主名簿の記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

分割の日程

基準日 平成25年8月13日

効力発生日 平成25年8月14日

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 36,611株

今回の分割により増加する株式数 3,624,489株

株式分割後の発行済株式総数 3,661,100株

株式分割後の発行可能株式総数 9,600,000株

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

（2）単元株制度の概要

平成25年8月14日開催の臨時株主総会決議により、同日をもって単元株制度を導入し、1単元の株式数を100株としております。

(訂正後)

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
（自 平成25年1月1日
至 平成25年9月30日）

減価償却費 8,516千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日）

当社は、ソーシャルメディアマーケティング支援を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 （自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日）
1株当たり四半期純利益金額	37.64円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額（千円）	137,869
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	137,869
普通株式の期中平均株式数（株）	3,662,437
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成25年7月12日開催の取締役会決議により、平成25年8月14日付で1株を100株とする株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

新株式の発行及び株式売出し

当社株式は、平成25年10月23日に株式会社東京証券取引所の承認を得て、平成25年11月29日に東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。当社はこの上場に当たって、平成25年10月23日開催の取締役会において、以下のとおり新株式の発行及び株式売出しを決議いたしました。

（１）公募による新株式の発行

募集方法

一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行する株式の種類及び数

普通株式 400,000株

発行価格

未定

引受価額

未定

この価額は、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

資本金組入額

未定

発行価格の総額

未定

引受価額の総額

未定

資本金組入額の総額

未定

払込期日

平成25年11月28日

株式受渡期日

平成25年11月29日

調達資金の用途

既存事業の拡大にかかる人材関連費、広告宣伝費等の運転資金に充当予定であります。

なお、発行価格は、平成25年11月8日の取締役会において仮条件価格帯を決定し、平成25年11月19日にブックビルディング方式により決定する予定であります。

また、発行価格の総額及び引受価額の総額、資本金組入額の総額については、平成25年11月19日に確定致します。

（２）引受人の買取引受による株式売出し

売出株式の数

普通株式 262,500株

株式受渡期日

平成25年11月29日

なお、引受人の買取引受による株式売出しの売出価格については、（１）発行価格と同一になります。

（３）オーバーアロットメントによる株式売出し

オーバーアロットメントによる株式売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う株式売出しであります。したがって、以下の売出株式の数は上限売出株式の数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

売出株式の数

普通株式 99,300株

株式受渡期日

平成25年11月29日

なお、オーバーアロットメントによる株式売出しの売出価格については、（１）発行価格と同一になります。

(4) 第三者割当増資による新株式の発行

当社株主より当社普通株式を借入れた野村證券株式会社が売出人となる、(3)のオーバーアロットメントによる株式売出しに伴い、第三者割当増資による新株式の発行決議を行っております。

発行する株式の種類及び数

普通株式 99,300株

割当価格

未定

資本金組入額

未定

割当価格の総額

未定

資本金組入額の総額

未定

申込期日

平成25年12月26日

払込期日

平成25年12月27日

割当先

野村證券株式会社

調達資金の用途

既存事業の拡大にかかる人材関連費、広告宣伝費等の運転資金に充当予定であります。

なお、割当価格については、(1) 発行価格と同時に平成25年11月19日に決定する予定であり、割当価格の総額及び資本金組入額の総額については、平成25年12月27日に確定致します。

また、(3)のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止される場合は、本第三者割当増資による新株式の発行は中止されます。なお、申込期日までに申込みのないものについては、株式の発行を打ち切ることとなります。

(3) 【その他】

(訂正前)

最近の経営成績及び財政状態の概況

(省略)

(訂正後)

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第3【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
	(省略)		
津下本 耕太郎 3	東京都杉並区	60,000 (60,000)	1.45 (1.45)
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合 1	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	45,300	1.09
菊池 慎一郎 1、4	東京都港区	35,000 (15,000)	0.85 (0.36)
	(省略)		
田中 亮介 4	埼玉県春日部市	15,000 (15,000)	0.36 (0.36)
ジャフコ・グレートエンジェルファンド1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	13,200	0.32
石坂 信也	東京都渋谷区	10,000	0.24
	(省略)		
石田 武士 4	東京都大田区	7,000 (7,000)	0.17 (0.17)
ジャフコV2-W投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	4,600	0.11
青山 光太郎 4	千葉県市川市	4,000 (4,000)	0.10 (0.10)
	(省略)		
田中 毅 4	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.05 (0.05)
ジャフコV2-R投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	1,900	0.05
所有株式数1,000株の株主33人		33,000 (33,000)	0.80 (0.80)
	(省略)		

(注記省略)

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
	(省略)		
津下本 耕太郎 3	東京都杉並区	60,000 (60,000)	1.45 (1.45)
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合 1	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	45,300	1.09
菊池 慎一郎 1、4	東京都港区	35,000 (15,000)	0.85 (0.36)
	(省略)		
田中 亮介 4	埼玉県春日部市	15,000 (15,000)	0.36 (0.36)
ジャフコ・グレートエンジェルファンド1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	13,200	0.32
石坂 信也	東京都渋谷区	10,000	0.24
	(省略)		
石田 武士 4	東京都大田区	7,000 (7,000)	0.17 (0.17)
ジャフコV2-W投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,600	0.11
青山 光太郎 4	千葉県市川市	4,000 (4,000)	0.10 (0.10)
	(省略)		
田中 毅 4	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.05 (0.05)
ジャフコV2-R投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,900	0.05
所有株式数1,000株の株主33人		33,000 (33,000)	0.80 (0.80)
	(省略)		

(注記省略)

[次へ](#)

添付書類 取締役会議事録

5. 決議事項

第2号議案 引受人の買取引受による株式売出しの件

別紙2

(訂正前)

売出人の氏名又は名称	住所	売出株式数
	(省略)	
ジャフコV2 共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	2,300株
ジャフコ・グレートエンジェルファンド1号 投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	600株
ジャフコV2 - W投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	200株
ジャフコV2 - R投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	100株
	(省略)	

(訂正後)

売出人の氏名又は名称	住所	売出株式数
	(省略)	
ジャフコV2 共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,300株
ジャフコ・グレートエンジェルファンド1号 投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	600株
ジャフコV2 - W投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	200株
ジャフコV2 - R投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	100株
	(省略)	

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月6日

アライドアーキテクツ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 筆野 力 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアライドアーキテクツ株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アライドアーキテクツ株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年10月23日開催の取締役会において公募による新株式の発行及び株式の売出しの決議を行っている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。